

## 納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の 対象です！

住民税務課 電話 0994-22-3039  
住民生活課 電話 0994-25-2511  
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を

行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

なお、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。昨年度と電話番号が変更されており、お掛け間違いにご注意ください。

## 平成29年 成人式のご案内

平成29年成人式が下記日程で開催されます。新成人の新たな門出の日となります。保護者の方や多くの町民皆様のご来場を心よりお待ちしております。当日は、「成人の主張」や写真撮影なども行います。

と き：平成29年1月3日（火）午前9時30分～受付開始 ・午前10時～正午  
と ころ：文化センター  
【お問い合わせ】 教育課 生涯学習チーム TEL 0994-22-0517



お知らせ **11月23日(水)より27日(日)まで**

**本年最大 大創業祭**

年一回の大売り出し

● 紳士・婦人服・ふとん類・地下タビ

**ピッタリ価格で大奉仕!!**

衣料・雑貨 布団・酒・たばこ **ふくやま**

神川小学校近く TEL 22-0229

安心の年中 365日・24時間受付

— 家族葬、自宅葬から一般葬まで —  
— ご家族の一人として、ご家族と共に —

真心と誠意の

総合葬儀

**ルミエールなんぐう**

愛・まごころ Lumiere  
[JAグループ 樹きもつき]

錦江町馬場 2142 番地 1 (タイヨーさん隣)  
TEL (0994) 28-3491 ・ TEL (0994) 24-4444

**急募** アルバイト・パートを募集します。健康的で明るい方、一緒に働きませんか？

● 週に4～5日 (18:30～22:30)

詳しい内容は連絡してお尋ねください。

食楽彩通 **〇我利多** TEL 0994-22-1111  
— マルガリター — FAX 0994-27-4447

**有料広告募集中**

広報きんこうに掲載する有料広告を随時募集しております。広告主様アイデアで、さまざまな用途にご利用いただけます。

広告掲載についての詳細は、錦江町役場ホームページか、錦江町役場企画課へお問い合わせください。

**1 枠 (縦 50mm × 横 87mm)**  
**月額 5,000 円**